

その他

◆令和5年度特別区税の主な改正点

1 住宅借入金等特別税額控除の見直し

所得税において住宅借入金等特別税額控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度分及び居住年が令和7年であるものまで延長します。また控除限度額については、消費税率引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%（区4.2%、都2.8%）、最高136,500円（区81,900円、都54,600円）から5%（区3%、都2%）、最高97,500円（区58,500円、都39,000円）に引き下げます。

2 未成年者の住民税における非課税措置の見直し

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

未成年者は、一定所得以下の場合、住民税の非課税措置を受けることができます。賦課期日（その年の1月1日）現在で、18歳未満の方が対象となり、令和5年度課税から適用されます。

◆確定申告書第二表の書き方

確定申告書を税務署へ提出される方は、第二表の下部の住民税・事業税に関する事項もご記入ください。記入がない場合は、住民税での適用ができませんのでご注意ください。

〔参考例-確定申告書の第二表〕 ※確定申告書の種類により形式が異なりますが、項目は同じです。

○ 配偶者や親族に関する事項(20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
①		配偶者	明・大昭・平	障 特障	国外	年調 同-1	障 調整
②			明・大昭・平・令	障 特障	国外	年調 16-2	障 調整

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
③	円	円	④ 円	④ 円	⑤	⑥ 円	⑦ 円	⑦ 円	⑦ 円	⑦ 円
⑧	退職所得のある配偶者・親族の氏名		個人番号		続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
	⑧		⑧		⑧	明・大昭・平	⑧ 円	障 ⑧	障 ⑧	寡婦 ⑧ ひとり親
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前 の不 動 産 所 得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など		他都道府県の事務所等			○
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	⑨	⑨	国外	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	⑩	⑩ 円	一連番号

- ① 同一生計配偶者がいる場合で、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えるときは、「同一」を○で囲み、別居の場合は「別居」も○で囲んでください。
- ② 16歳未満の扶養親族についてご記入ください。
16歳未満の扶養親族は、扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定や各種福祉サービス等(児童手当支給等)で必要になることがあります。35頁参照
- ③ 少額配当を含んだ配当の総額をご記入ください。
- ④ 配当割額や株式等譲渡所得割額の特別徴収済みの住民税額をご記入ください。48頁参照
- ⑤ 特定配当等、特定株式譲渡所得全部について住民税では申告不要を選択する場合は○で囲んでください。ただし、以下のような場合においては、当該欄に○を記入することはできません。
 - ・住民税において、配当所得及び株式等に係る譲渡所得等のうち一部でも申告するものがある場合
 - ・住民税において申告不要とすることができない、上場株式等の配当のうち大口株主等が支払いを受けるもの、非上場株式の配当等(所得税において申告不要とする非上場株式の少額配当等を含みます)、上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収口座以外のもの)又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合
 - ・住民税において、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けたい場合

⑥ 主な給与の支払い元において、住民税の特別徴収をされている方で、他の所得(不動産、配当等)があり確定申告される方が、他の所得分の住民税も主な給与からの特別徴収を希望される場合は「特別徴収」に○をつけてください。
また、他の所得について、個人納付(普通徴収での納付)を希望される場合は、「自分で納付」に○をつけてください。

⑦ 確定申告をした寄附金控除を住民税で控除する場合は、該当する区分欄に寄附した金額をご記入ください。寄附先によって、記載する区分欄が違います。44頁参照
寄附をした団体等が寄附金税額控除の対象となっていることが必要です。
世田谷区の条例で指定した団体は、世田谷区のホームページで確認できます。
東京都の条例で指定した団体は、東京都へお問い合わせください。
※確定申告をすると、ふるさと納税のワンストップ特例制度の適用は受けられません。
確定申告をして住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、必ずこの欄にご記入ください。

[寄附金税額控除欄の記入例]

- ・ ふるさと納税分……………3自治体へ計 100,000 円(A)
- ・ 日赤……………5,000 円(B)
- ・ 世田谷区にある学校(都条例・区条例該当分)… 20,000 円(C)
- ・ 千代田区にある学校(都条例のみ該当分)… 10,000 円(D)

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
100,000 (A) 円	5,000 (B) 円	30,000(C)+(D) 円	20,000 (C) 円

⑧ 令和4年中に退職所得(所得税が源泉徴収されたものに限る。以下同じ。)のある配偶者又は親族等の退職所得を除いた合計所得金額が48万円以下になる場合には、あなたが住民税の配偶者(特別)控除、扶養控除等を受けることができます。その場合には、令和4年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日・令和4年分の退職所得を除いた合計所得金額を記入します。

- ・「障害者」に関する事項
当該配偶者又は親族等が障害者控除(36頁参照)に該当する場合は、該当する箇所に○を記入します。
- ・「その他」に関する事項
令和4年中に退職所得のある配偶者(同一生計配偶者であって特別障害者である場合に限り)又は扶養親族(特別障害者である場合又は23歳未満である場合に限り)が、あなたの「配偶者控除」、「扶養控除」又は「障害者控除」の対象とならない場合において、住民税の所得金額調整控除(22頁参照)の適用を受ける場合に○を記入します(例えば、あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、特別障害者の配偶者がいる場合で、かつ、その配偶者が同居している両親の一方の控除対象扶養親族となっている場合などが該当します。)。
また、これに該当する場合には、マイナンバー(個人番号)の記入は不要です。
- ・「寡婦・ひとり親」に関する事項
あなたが、次に該当する場合は、該当する欄に○を記入します。
寡婦・・・令和4年中に退職所得のある扶養親族がいることにより、あなたが寡婦に該当する場合
ひとり親・・・令和4年中に退職所得のある子がいることにより、あなたがひとり親に該当する場合

⑨ 別居の控除対象配偶者・扶養親族等の住所をご記入ください。

⑩ 所得税で一定の理由に基づき配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税で青色事業専従者とする場合、その方の氏名と給与の額をご記入ください。

◆世田谷区への寄附金(ふるさと納税)に関するお問い合わせ先

ふるさと納税の全般的な内容について

世田谷区のホームページ「区へのふるさと納税のご案内」をご覧ください。
経営改革・官民連携担当課 ふるさと納税対策担当までお問い合わせください。

電話 03 (5432) 2190 FAX 03 (5432) 3047

- 児童養護施設等を巣立つ若者の自立のために**
児童相談支援課
 児童養護施設や里親等のもとを巣立った若者の自立を支える給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援に活用します。
- 子育て支援のために**
子ども・若者支援課
 子ども・若者や子育てに関する支援等に役立っています。
- みどりを守り・増やすために**
みどり政策課
 公園緑地の用地取得及び整備や特別保護区の保全、羽根木公園の梅林管理等に役立っています。
- 福祉のために**
保健福祉政策課
 障害者や高齢者等の福祉のための活動支援などに役立っています。
- 市民活動のために**
市民活動推進課
 地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業(提案型協働事業)への助成に役立っています。
- 文化・芸術振興のために**
文化・国際課
 地域の文化活動等を支援する事業などに役立っています。
- 姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために**
文化・国際課
 国際交流・協力、多文化共生の推進及び、ウクライナ避難民支援等に役立っています。
- 学校教育のために**
教育総務課
 創造性のある人材育成や区立小・中学校の教育環境の整備(校舎等の改築)に役立っています。
- 地球温暖化防止のために**
環境計画課
 CO2排出量を削減し、気候変動を食い止める施策等に役立っています。
- スポーツ推進のために**
スポーツ推進課
 スポーツ施設の整備やスポーツ・レクリエーション活動への支援等に役立っています。
- 災害対策のために**
災害対策課
 災害対策基金へ積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために役立っています。
- 医療的ケア児とその家族のために**
障害保健福祉課
 医療的ケア児の笑顔を支える取組みの推進に役立っています。
- 新しい世田谷区役所・区民会館等の整備のために**
庁舎管理担当課
 様々な立場の人が快適で使いやすい施設とするための整備費用等に幅広く活用します。
- 下北沢駅前広場プロジェクト**
～Welcome! We L♡VE! シモキタ!～
北沢総合支所拠点整備担当課
 街路樹やベンチなど駅前の環境づくりに幅広く活用します。
- 新型コロナウイルス対策のために**
経営改革・官民連携担当課
 抗原定性検査をはじめとする区の新型コロナウイルス対策に役立っています。
- 区政全般のために**
総務課
 区政全般に役立っています。

◆世田谷区への寄附(ふるさと納税)の方法

手続きは、以下の3つの方法からお選び下さい。



世田谷区ホームページ
 ※随時更新しています。

1

インターネット

世田谷区 HP より、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きフォームにアクセスしてお申し込み下さい。
 決済方法：クレジットカード・マルチペイメント・納付書・銀行振込(振込手数料がかかる場合があります)等

2

郵送

世田谷区の HP より、「寄附申出書(WORD 形式)」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、下記担当までご郵送下さい。
 決済方法：納付書・銀行振込(振込手数料がかかる場合があります)等

3

電話・ファクシミリ

下記担当までご連絡下さい。
 決済方法：納付書・銀行振込(振込手数料がかかる場合があります)等

担当：経営改革・官民連携担当課 ふるさと納税対策担当
 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2190 ファクシミリ：03-5432-3047

世田谷区民の方が世田谷区に対して寄附をした場合も、税金の控除対象となります。(44～47頁参照)

◆事業主の方へ

e L T A X (エルタックス) を利用した電子申告等について

令和3年1月以降、前々年の税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上の事業所は、給与支払報告書を、『e L T A X (エルタックス)』(注) または光ディスク等により提出することが義務となりました。また、給与支払報告書等には、本人及び扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記入が義務付けられています。

世田谷区では、個人情報保護の観点からも、住民税の申告手続き(給与支払報告書・異動届出書等の提出)と税務署への源泉徴収票提出手続きの軽減を図るためにも、インターネット経由で電子申告ができるe L T A Xのご利用を推奨しています。電子申告義務の対象ではない事業所におかれましても、是非e L T A Xによる電子申告等をご検討ください。

(注)全国の地方公共団体が共同で運営する地方税ポータルシステム。管理運営は地方税共同機構が行います。

1. e L T A X ご利用のメリット

- ① インターネットで簡単に手続きができる。
 - ② 利用届出は、主な提出先となる地方公共団体1か所だけで済む。
 - ③ 複数の地方公共団体への申告および税務署への源泉徴収票提出が一度で送信できる。
※給与・公的年金等支払報告書及び源泉徴収票をe L T A Xで提出することにより、給与・公的年金等支払報告書データは区市町村に、源泉徴収票データは税務署に自動的に振り分けて提出されます。
 - ④ e L T A X用の無償ソフト(PCdesk)で給与支払報告書が作成できる。
※PCdeskはe L T A Xホームページからダウンロードできます。
 - ⑤ 市販の税務会計ソフト(e L T A X対応ソフトに限る)で作成したデータを簡単に送信できる。
 - ⑥ 「特別徴収税額決定通知書」を紙通知より早く、電子データで受け取ることができる。
 - ⑦ 共通納税システムを利用し、複数の地方公共団体へ手数料無料で一括電子納税ができる。
- 送付事務の軽減
・送料削減

低コストで
導入可能

特別徴収事務
の迅速化

2. e L T A X でご利用可能な手続き

電子申告	給与支払報告
	給与所得者異動届出
	普通徴収から特別徴収への切替申請
	退職所得に係る納入申告、特別徴収票等
	給与所得の源泉徴収票(税務署への提出分)
電子申請	特別徴収義務者の所在地名称変更届出
電子納税	個人住民税(特別徴収分・退職所得分) ※共通納税システムの利用

3. e L T A X についてのお問い合わせ

○e L T A X 全般に関するお問い合わせ

(e L T A X の概要、利用手順、操作方法、システム関連等)

エルタックスヘルプデスク

- ・電話番号 (0570) 081459
- ※IP電話やPHSの場合 03(5521)0019
- ・受付時間 9:00 ~ 17:00
- ・休業日 土曜日、日曜日、休祝日、年末年始(12月29日~1月3日)



○世田谷区へのe L T A X の利用開始届出(新規)時に「手続き完了通知」のメールが届かない場合

課税課管理係 電話番号 03(5432)2163 FAX 03(5432)3037

○e L T A X を利用して世田谷区へ提出した給与支払報告書等の追加・訂正・削除等について

課税課事務調整係 電話番号 03(5432)2166 FAX 管理係と同じ

○e L T A X を利用して世田谷区へ提出した給与所得者異動届出書等について

課税課特別徴収係 電話番号 03(5432)2216 FAX 管理係と同じ

◆マイナンバー制度

1. マイナンバー制度とは

住民票のある方に1人1つのマイナンバー(個人番号)を付番し、活用することにより、国や区などの機関に存在する個人の情報が「同じ人の情報である」と確認できるため、社会保障・税・災害対策の分野で、申請時の負担軽減や、行政事務の効率化・迅速化、各種手当等の重複支給の防止等を図ることができるものです。

2. 税申告等における主な留意点

個人の方…

- 平成29年度(平成28年分)以降の確定申告や特別区民税・都民税の申告の際に、本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
- 給与等の支払を受けた場合、給与支払者等にマイナンバー(個人番号)を提供する必要があります。

事業者の方…

- 平成29年度(平成28年分)以降の支払調書等、税務関係の申告書等に、支払を受ける本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載する必要があります。併せて、支払者の法人番号または個人番号(個人事業主の方)も記載していただきます。
- 税務関係書類の様式が変更されました。

国税庁のホームページをご確認ください。



窓口等で税申告や各種手続きを行う際には、マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)をご提示いただきます。

※通知カードは令和2年5月に廃止されました。住民票の記載事項と相違ない場合に限り、マイナンバー証明書類として利用できます。

※詳しくは、区のホームページのマイナンバー制度のページをご覧ください。

3. お問い合わせ先

- 住民税申告における変更点については…課税課→78頁参照
- マイナンバー制度の一般的なお問い合わせは…マイナンバー総合フリーダイヤル(国)(電話:0120(95)0178)
- 世田谷区マイナンバー制度コールセンター(電話:~~03(5743)7428~~)
- マイナンバー担当課(電話:03(6413)0952)

03(3570)5031
令和5年10月から変わりました。



マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意を

マイナンバーの通知や利用手続き等で、自治体の職員が口座番号、所得や資産の状況などを聞くことはありません。不審な電話や訪問には応じないでください。

◆特殊詐欺などの被害に遭わないために

特殊詐欺には「おれだよ、おれ」、「〇〇だけど」などと、息子や孫を装ったオレオレ詐欺の他にも、還付金詐欺など様々な手口があります。

区役所や税務署等の官公署を名乗り、「還付金があります」等と言い、「期限が過ぎていますが、銀行で手続きができます」、「お近くのATMについたら、電話してください」等と言って、ATMまで行くよう指示し、電話で指示された操作をするとお金をだまし取られます。

還付金の手続きは、ATMではできません。ATMへ誘う電話は詐欺です。すぐに電話を切って、最寄りの警察署に連絡してください。

また、警察官、デパートの店員、銀行協会等の職員などをかたり、「あなたの口座の情報が漏れている」「あなたのカードで買い物をした人がいる」「新しいカードに変更する必要がある」などと電話をかけてきて、言葉巧みに暗証番号を聞き出し、カードを騙し取り、お金を引き出す手口も増えています。

特殊詐欺は、一度撃退しても、また電話がくることもあります。次のことに気を付けましょう。

- 電話では、相手に対して自分も含め家族の名前等の個人情報と言わない。
- 相手から電話番号を伝えられても、必ず「せたがや便利帳」等で官公署の電話番号かどうか再度確認する。
- 他人には絶対にカードを渡したり暗証番号を教えたりしない。
- 留守番電話機能をセットしておき、相手を確認してから電話に出る。



**不審だなと感じたら、
家族への確認や最寄の警察署へ相談してください。**

関係機関

世田谷警察署 03(3418)0110 北沢警察署 03(3324)0110
玉川警察署 03(3705)0110 成城警察署 03(3482)0110
世田谷区危機管理部地域生活安全課 03-5432-2267
世田谷区特殊詐欺相談ホットライン 03-5432-2121(平日9:00-17:00)
※世田谷区外にお住まいの方は、お住まいの地域の警察署へご相談ください。